



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2026 年 7 月 14 日(火)

## 法人住民税・事業税の分割基準 「事務所等の数」「従業員の数」

### 法人住民税・事業税の「分割基準」とは？

法人の法人住民税（法人税割）や事業税は、事務所等が所在する地方公共団体（都道府県・市民税）により課税されます。複数の地方公共団体（都道府県・市町村）に事務所等を有する場合には、課税標準額の総額を一定の基準に分割して、地方公共団体ごとの課税標準額と税額を算定します。この基準のことを「分割基準」といいます。

「分割基準」は、法人住民税（法人税割）の場合には「従業員の数」を使用しますが、法人の事業税の場合、法人の業種によって異なる「分割基準」が適用されます。

### 事業税の「分割基準」の種類

特殊な業種（電気供給業、ガス供給業・倉庫業、鉄道事業・軌道事業）以外の法人の事業税に適用される「分割基準」は次のとおりとなります。

| 業種   | 分割基準                     |
|------|--------------------------|
| 非製造業 | 事務所等の数×1/2<br>＋従業員の数×1/2 |
| 製造業  | 従業員の数                    |

なお、資本金 1 億円以上の製造業の法人の「従業員の数」については、工場の「従業員の数」×1/2 を加算します。

### (1) 事務所等の数

「事務所等の数」は、事業年度の「各月末日」現在における事務所等の数を「合計」して算出します。事業年度を通じてその県に事務所が存在した場合、「1」ではなく「12」（1 か所×12 か月）として計算します。

### (2) 従業員の数

一方、「従業員の数」は原則として、「期末」の人数で計算します。ただし、期中に「従業員の数」が著しく変動した場合（最高人数が最低人数の 2 倍超など）は、各月末の平均人数を用いて計算します。また、事業年度の途中で新設・廃止された事務所等がある場合には、補正計算を行います。

### ＜分割基準の「従業員の数」＞

| 社員等のタイプ             | 従業員数 |
|---------------------|------|
| アルバイト、パート、契約社員、嘱託社員 | 含める  |
| 取締役、監査役、非常勤役員       | 含める  |
| 他社からの出向者            | 含める  |
| 他社への出向者             | 含めない |
| 派遣会社から派遣された者        | 含める  |
| 休職者（連続 1 か月以上）      | 含めない |
| 事業年度末日の退職者          | 含める  |



実務で迷いやすい  
「分割基準」。整理  
しておきましょう